苫小牧市違法駐車防止対策協議会規約

（ 目 的 ）
第１条　苫小牧市違法駐車防止対策協議会（以下「協議会」という。）は、各関係機関、団体、地域住民が一体となり、違法駐車、青空駐車等の防止対策を効果的に推進し、道路環境の浄化と交通事故の防止を図ることを目的とする。

（ 組　織 ）
第２条　協議会は、別表の関係機関、団体等の代表者及び役職者を委員として組織する。

（ 事　業 ）
第３条　協議会は、第１条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）　違法駐車等根絶のための広報活動
（２）　違法駐車等に対する指導啓発活動
（３）　違法駐車等のしづらい道路環境等の形成
（４）　その他、違法駐車等排除に関する事業

（ 役　員 ）
第４条　この会に、次の役員をおく。
（１）　会　長　　１人
（２）　副会長　　１人

（ 選　任 ）
第5条　会長、副会長は、委員の互選により選出する。

（ 職　務 ）
第6条　会長は協議会を代表し、会務を総理する。
1　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（ 役員の任期 ）
第7条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
1　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（ モデル地域指定 ）
第8条　第３条の事業を効果的に推進するため、モデル地域を指定することができる。

（ 部　会 ）
第9条　モデル地域を指定したときには、部会を置くことができる。
1　部会に属すべき委員は、会長が指名した協議会の委員及び特別委員とする。
2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
3　部会長は、部会の事務を掌理する。
4　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（ 特別委員 ）
第10条　モデル地域を指定したときには、特別委員を置くことができる。
1　特別委員は、関係機関、団体、各町内会等の者のうちから会長が指名する。
2　特別委員は、モデル指定地域を解除したときに指名を解くものとする。

（ 会　議 ）
第11条　協議会の会議は毎年1回会長が召集し定例会を開催する。
　ただし、会長が必要と認めるときは随時召集することができる。
1　委員が出席できないとき、又は、協議会が必要と認めたときは、同一機関、団体等から委員以外の者を出席させることができる。

（ 事務局 ）
第12条　協議会の事務局を苫小牧市市民生活部地域活動支援室におく。

（ 会長への委任 ）
第13条　前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則
この規約は平成11年6月1日から施行する。
付　則
この規約は平成21年4月1日から施行する。
付　則
この規約は令和2年4月1日から施行する。
付　則
この規約は令和8年6月3日から施行する。